

厚生労働大臣談話

平成 23 年 1 月 28 日

B型肝炎訴訟については、平成 18 年の最高裁判決において、集団予防接種による B型肝炎ウイルスの感染について国の責任が認められ、これと同様の状況にあるとして、現在、600 人以上の原告の方が、全国で訴訟を提起されているところです。

私としては、集団予防接種により B型肝炎ウイルスに感染された方々におかれては、長い間にわたり、大変な御労苦、御心労があったことに深く思いを致すところがあります。

政府としては、昨年 5 月に和解協議の席に着いて以来、裁判所の仲介の下、平成 18 年最高裁判決の枠組みの中で、誠心誠意、和解協議を進めてまいりました。

こうした中、去る 1 月 11 日に札幌地方裁判所から、「B型肝炎訴訟の和解に向けての当裁判所の見解」が示されました。

政府としては、「裁判所の見解」に対する対応につき、真しに検討してまいりましたが、今般、「その受け入れ」と「本件の全体解決のための枠組み作り」をパッケージとする対応案をとりまとめ、与野党にお示しいたしました。

本日までに、与野党から一定のご理解をいただいたことを踏まえ、別紙（「B型肝炎訴訟への対応について」）のとおり対応することを決定いたしました。

政府としては、「裁判所の見解」を受け入れることとし、今後、裁判所の仲介の下、早期に「基本合意」に至れるよう、引き続き誠実に協議を進めてまいります。

(別紙)

B型肝炎訴訟への対応について

平成23年1月28日

B型肝炎訴訟については、その原因である集団予防接種が、一方で、感染症から国民の生命・身体を守り、国民全体に広く利益をもたらしたものであるが、他方で、少なからず、被害を被った方々がいることも、また事実である。このように、この問題は、かつて例のない大変大きな広がりを持つものであり、政治が真正面からしっかり向き合い、長期にわたって責任のある対応をとることが必要である。

こうした認識の下、政府としては、既提訴原告のみならず、今後訴訟を提起する者への対応も視野に入れ、財源確保策も含めた全体の枠組みを固めておくことが不可欠と考える。本件の原因が集団予防接種であることを踏まえ、こうした枠組みを国民全体で支えていただくことについて、国民のご理解をいただきたいと考える。

そこで、政府としては、このような考え方の下、以下のとおり対応することとしたい。

- 一、平成23年1月11日に札幌地方裁判所から示された「B型肝炎訴訟の和解に向けての当裁判所の見解」については、基本的にこれを受け入れ、裁判所の仲介の下、既提訴原告との間で早期に「基本合意」に至れるよう調整を行う。
- 一、また、本件の全体解決に向けて、財源確保策も含めた全体の枠組みについて、「別添」を基本としつつ、上記「基本合意」に沿って、更に詳細な制度設計を行う。その取扱いについては、今通常国会の会期末までに各党協議に付すこととしたい。

別添 B型肝炎訴訟への対応スキーム（骨子案）

B型肝炎訴訟への対応スキーム(骨子案)

1. 目的

- B型肝炎訴訟について、今後訴訟を提起する者も含めた対応を行うためのスキームを構築する。

2. 対象者とその認定

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種における注射針等の連続使用により満7歳までの間にB型肝炎ウイルスに感染した者
- (2) 対象者は裁判所が認定する。

3. 給付金等の支給

- (1) 主な給付金額
 - イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度) 3,600万円
 - ロ 肝硬変(軽度) 2,500万円
 - ハ 慢性B型肝炎 1,250万円
- (2) 除斥期間が経過した無症候性キャリアへの政策対応
無症候性キャリア 給付金50万円及び定期検査費用(年4回まで)等
- (3) 病態が進展した場合、既に支給した一時金との差額を追加給付金として支給((2)の無症候性キャリアの病態が進展した場合には(1)の給付金を支給)
- (4) 給付金等の請求には、一定の請求期間を設ける。

4. 財源確保策

- 当面の和解金等の支給に必要な費用を踏まえ、特別の財源措置を講ずる。

5. 支給事務

- 上記財源を基金として設置し、給付金等の支給事務は、支給法人において実施する。